

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-009

申 立 人：X

被 申 立 人：公益財団法人日本スポーツ協会（Y）
被申立人代理人：弁護士 清水 光

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 被申立人が 2024 年 7 月 1 日（通知の日：2024 年 7 月 22 日）にした、申立人を公認スポーツ指導者資格の資格停止 1 年、及びスポーツ少年団登録についての活動禁止 1 年とするとの決定を取り消す。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、被申立人の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
主文同旨。
- 2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
申立人の請求を棄却する。
申立費用は申立人の負担とする。

第 2 事案の概要

本件は、被申立人の実施する指導者資格である公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者であった申立人に対して、被申立人が 2024 年 7 月 1 日に行った、公認スポーツ指導者資格の資格停止 1 年、及びスポーツ少年団登録についての活動禁止 1 年という処分決定（申立人に対して同月 22 日付けで通知（甲 7）された処分決定。以下、「原決定」という。）について、申立人が取消しを求めた事案である。

第 3 判断の前提となる事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠及び仲裁手続の全趣旨によって認められる事実である。

- 1 申立人は、2023 年 5 月 4 日時点において、被申立人の実施する指導者資格である公認スポーツ指導者資格「公認バレーボールコーチ 1」を有しており（2016 年 4 月取得、有効期限 2028 年 3 月 31 日）、現在もその資格を有している。
また、申立人は、2023 年 5 月 4 日時点において、被申立人の設置するスポーツ少年団のひとつとして登録されている「A バレーボールクラブ」（以下、「本件クラブ」という。）の指導者（監督）として登録されており、現在もその資格を有して

いる。

- 2 2023年5月4日、本件クラブは、B市立C小学校において練習試合を行った（以下、「本件練習試合」という。）。申立人は、指導者としてこれを引率した。申立人は、同練習試合の最終セットにおいて、取られる点数を9点以内に抑えるという目標を設定し、10点以上取られた点数に応じて、1点当たりバレーコートに10往復走らせる旨を本件クラブの選手たちに告げた。結果、本件クラブは相手チームに16点を取られたため、7点×10往復分を走らせることとなったが、結果として、申立人がこれを途中で終了させた（以下、「本件行為」という。）。
- 3 申立人と、本件クラブの所属選手の一人であるDの父親であるEは、2023年5月4日から同月6日にかけて、申立人とメッセージアプリ「LINE」にてやりとりをし、本件行為について議論した（乙6）。議論はまとまらず、同月6日、Eは「E（次男D）は、Aを退団いたします。退団理由は、指導者のハラスメント行為による、子どもへの危害を防止するため」とのメッセージを送った。
- 4 Eは、申立人の本件行為を公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「日本バレーボール協会」という。）の暴力等相談窓口通報フォームから通報し（甲11、乙4）、遅くとも同年7月頃、被申立人は申立人の本件行為につき、登録者等処分規程（乙11）に基づく調査を開始した。被申立人の登録者等処分規程第10条によれば、被申立人は事実調査を行う場合、調査・事実認定審議会委員の中から事実調査パネルを構成することとされている。さらに、同規程第11条第1号及び第2号によれば、事実調査パネルは、審査対象者の属性に応じ、公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者にかかる事実調査について、被申立人の加盟団体等に委託することができるものとされている。
被申立人は、本件の調査につき、日本バレーボール協会に委託し、同協会が調査を担当することとなった。
- 5 日本バレーボール協会は、弁護士Fらを通じ、関係者へのヒアリングを実施した。ヒアリングは、2023年7月20日にG（Dの兄）、D、Eに対して合計39分間、2023年8月18日に申立人に対して35分間、それぞれ行われ、いずれもその方式はインターネットビデオ会議システムを用いた遠隔の方式であった。日本バレーボール協会は、同年9月4日、申立人に対して弁明機会の提供等についての通知をし（甲2）、申立人は同月18日、弁明書（甲3）を提出した。
- 6 日本バレーボール協会は、2023年10月10日、被申立人調査・事実認定審議会事実調査パネルにあてて「公認スポーツ指導者資格保有者に係る事実調査について（報告）」と題する報告書を提出した（乙4）。同報告書によれば、日本バレーボール協会は、処分内容に関する意見として、資格停止6ヶ月との処分案を決定したとして、被申立人に一任するものとされた。
- 7 被申立人の登録者等処分規程第15条によれば、事実調査パネルは、事実調査終了後速やかに調査・事実認定審議会委員長に事実調査の結果を報告するものとされており、同規程第16条は、報告の結果を踏まえ、同委員長が被申立人の処分審査会に対して処分案を答申するものとされている。2024年4月7日、被申立人の調査・事実認定審議会委員長は、処分審査会に対する処分の答申を行った（乙15）。この文書によれば、被申立人の調査・事実認定審議会は、資格停止ないし活動停止6ヶ月との処分案を答申していた。

- 8 被申立人の処分審査会は、2024年6月7日付けで、申立人に対し、弁明の機会付与通知書（甲5）を送付し、同月10日、これは申立人に到達した。申立人は、同月24日、弁明書（甲6）を提出した。
- 9 被申立人は、2024年7月1日に原決定をし、これは同月22日付けの処分決定通知書（甲7）により申立人に通知された。

第4 仲裁手続きの経過

別紙仲裁手続きの経過のとおり。

第5 当事者の主張

1 本案前の主張について

本件仲裁申立に係る、仲裁合意その他の本案前の要件の具備については、当事者間で争いはなく、問題なく認められる。

2 本案の争点①原決定が著しく合理性を欠くか

(1) 申立人の主張

ア 本件行為の態様等について

本件行為が「罰走」と評価され、不適切指導といわれることはやむを得ないところがあるが、本件行為は体力トレーニングの意味合いが強かった（申立書10頁等）。

本件行為は、バレーコートを往復するランニングであるが、それぞれの選手が自分のペースで走っており、30～40往復のところまで、きつそうな選手もいたため止めさせている。時間にして5～10分程度である（審問期日における陳述）。

本件行為当日の練習試合は、5チームが参加し、午前6セット、午後5セットの計11セットの試合を、休憩を取りながら行ったものであり、15時過ぎくらいに試合を終了した。本件行為はその直後のことである。その後は、コート撤収の手伝いやクールダウン、着替え等を済ませて、16時2分にはC小学校を出発し、H市には17時半過ぎに到着した。本件行為によって、体調が悪くなった子どもはいない（申立人主張書面3・2頁）。

イ 本件行為によりDのスポーツ活動に支障が生じたかについて

Dについては、本件行為当日も笑顔で帰っており、その退団には親の判断の影響が大きいと思われる。被申立人が何をもって本件行為がDの退団の理由となっていることが明らかであるというのか理解できず、Dが中学校でも競技を続けていることも踏まえると、本件行為によりDのスポーツ活動に支障があったとは思われない（申立書10頁、申立人主張書面2・1頁）。

ウ その他の事情

大声や叱責は、体育館や用具の使い方などのマナーに関すること、プレーに関することであっても全体に向けられたものに限られるし、また、本件行為と同種の行為を他に行ったことはない（審問期日における陳述）。

本件行為が「罰走と捉えられても致し方ない指示の仕方」であった点については反省している（申立人主張書面・1頁）。

エ 相当な処分について

嚴重注意程度の処分が相当である。

(2) 被申立人の主張

ア 本件行為の態様等について

具体的な処分内容の決定に当たっては、違反行為の態様、加害者と被害者との関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮して決定する。

本件においては、練習試合終了後という心身の疲労がある中で、勝利条件を満たさなかったことを理由に、バレーコート 70 往復すなわち 2 キロメートルを超える長距離を走るよう命じられており、実際に少なくとも 40 往復走らせている。被害者が小学生であることに鑑みれば過酷で悪質性が高い（答弁書別紙 3 頁、8～9 頁）。午前中に約 8 セット、午後に 10 セットの試合を行い、練習試合の時間は午前 9 時頃から午後 5 時頃までに及び、重大な負荷をかけるものであり「小学生の長距離・持久走についてのガイドライン」（乙 10）と比較しても過度な負荷をかけるものである（被申立人主張書面 1・4～5 頁）。仮に申立人の主張するとおりのスケジュールだったとしても、同様である（被申立人主張書面 2・1～2 頁）。

日本スポーツ少年団登録指導者の責務、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の責務からすると、罰をもって少年団を指導することはその責務に反する（被申立人主張書面 1・1～4 頁）し、監督と小学生という関係性に照らせば、さらにこのような責務に反するものである（同 6 頁）。

イ 本件行為により D のスポーツ活動に支障が生じたかについて

D が本件行為から 2 日という近接した時期に本件クラブを退団したこと、その間の申立人と E との LINE メッセージのやりとりを考慮すれば、本件行為が退団の一因となったことは明らかであって、その結果は重大である（答弁書別紙 7～8 頁）。

ウ その他の事情

大声での指示や叱責を行うなど、日頃のスポーツ活動における態度は良くなく、D は本件行為と同種の行為が何回か行われたと述べており、日頃から勝利条件を満たせなかった場合には所属選手に罰として走るよう命じていたことが推認できる（被申立人主張書面 1・9 頁）。

「通報者の悪意を感じます」「指導される側の通報が優先され、通報された指導者側の意見が尊重されないことに疑問を感じております」と述べるなど反省の態度も見られない（答弁書別紙 9 頁）。

エ 相当な処分について

処分を基準より軽減する理由はなく、基準どおりの資格停止ないし活動停止 1 年の処分は相当であって、原決定が著しく不合理とは到底いえない。

2 本案の争点②原決定に至る手続に瑕疵があるか否か

(1) 申立人の主張

申立人は、概要、以下のように主張して、原決定に至る手続に瑕疵があると主張するものと解される。

- ① 被申立人や日本バレーボール協会が指導者の意見を聞き入れず、通報者の意見を尊重するのは納得できない（申立書 8 頁）。
- ② 通報者と申立人の聞き取りだけで判断及び処分が決定する事案ではなく、第三者の聞き取りなどを行わないまま処分を行うのは不合理である（申立書 8 頁）。
その他、以下のような事情も、位置づけはやや判然としないものの、手続的瑕疵に関する主張であると整理できる（申立人主張書面 1・2～3 頁）。
- ③ 通報者ヒアリングの同席者について、2 名と聞いていたが 3 名だった。
- ④ 通報者が、被害者欄に勝手に第三者の名前を載せており、勝手に使われた者がいる。
- ⑤ 日本バレーボール協会コンプライアンス委員会の弁護士 F は、重い処分にはならないと発言したり、深夜帯や早朝のメール送信を行ったりするなど、対応に問題があった。
- ⑥ 被申立人や日本バレーボール協会の検討は長時間を要した。
- ⑦ 突然被申立人から弁明の機会付与通知書が届いたため、弁明書に加え、質問と確認書も送付したが、何の回答もなく処分決定通知書が届いた。

(2) 被申立人の主張

申立人の主張する事情は、いずれも処分を取り消すべき事由にあたらぬ。
申立人には原決定に際して弁明の機会を与えている。

また、被申立人がいかなる調査を行うかは被申立人において合理的に判断すべき事項であり、客観的事実を申立人が認めたために申立人側関係者からの聴取は不要と判断したものであって、調査方法に不公平な点はない。

第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 判断枠組みについて

申立人が取消しを求める原決定は、被申立人が 2024 年 7 月 1 日に行った、公認スポーツ指導者資格の資格停止 1 年、及びスポーツ少年団登録についての活動禁止 1 年という処分決定（申立人に対して同月 22 日付けで通知（甲 7）された処分決定）である。

したがって本件は、申立人が被申立人による不利益処分の取消しを求める事案であるところ、当機構の先例は、このような事案においてスポーツ団体の処分が取り消されるべき場合の基準について、以下のように述べている。すなわち、日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、又は④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである（JSAA-AP-2003-001 号仲裁事案、JSAA-AP-2003-003 号仲裁事案等）。本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が相当であると考えてるので、この要件にしたがって判断する。

本件では、申立人より、原決定の取消事由として上記②及び③が主張されている

ため、以下、これに沿って判断を進める。

2 原決定が著しく合理性を欠くか否かについて

(1) 規則該当性

ア 適用される規則

本件において、申立人が明示的に主張している取消事由は、上記手続上の瑕疵の問題のほか、「規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」にあたるというものである。

しかし、その主張の内実を見ると、規則への該当性自体にも疑義を呈しているようにも思われ、被申立人もこの観点から反論している箇所があるので、この点につき念のため検討する。

本件で適用される実体的な規程は、被申立人登録者等処分規程（乙11）である。同規程第3条第1項第9号は、「不適切又は不合理な指導」の禁止を遵守事項としており、遵守事項違反があった場合について、同規程第4条第1項第1号③は、公認スポーツ指導者への処分内容として、1ヶ月以上5年以下の資格停止処分を、同規程第4条第1項第2号③は、スポーツ少年団登録者への処分内容として、1ヶ月以上5年以下の有期の活動禁止を、それぞれ定めている。

また、処分の選択にあたり、同規程第6条は処分の原則を定めている。第1項は中立性と公正性、迅速性を、第2項は違反行為の内容・結果を踏まえた相当性の原則を、第3項は処分の考慮要素や過去の処分内容との均衡を、それぞれ定めている。第4項は、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表にて定めることとしている。ここにおいて、同規程別表2（乙5）は、スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反について、行為の内容にかかわらず被害者のスポーツ活動に支障が生じたときの処分の標準は、資格停止1年、活動禁止1年であるとされている。なお、同規程第6条第4項は、実際の処分に当たっては別表の処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めるものとされている。

イ 原決定の認定

原決定は、「(1)審査対象者は、2023年5月4日、自身が監督を務めるAバレーボールクラブ（以下「本件クラブ」という。）がB市立C小学校において練習試合を行った際、本件クラブの勝利条件として「相手チームから取られる点を9点以内に抑える」という条件を設け、本件クラブが相手チームに16点を取られ、上記条件を達成できなかったことを理由に、試合後、本件クラブの所属選手に対し、条件であった「9点以内」と、実際に相手チームに取られた16点の差である7点×10往復の合計70往復バレーコート（オールコート）を走るよう指示し（具体的には、16メートル×2×70=2240メートル）、結果的に、少なくとも40往復（具体的には、16メートル×2×40=1280メートル）走らせた。(2)本件クラブの所属選手であったA（当時11歳、男子 ※原文ママ、本仲裁判断中のD）は、同月6日、本件クラブを退団した。」との事実を対象事実として認定したうえ、これが被申立人倫理規程第4条第1項における「不適切な行為」及び上記登録者等処分規程における「不適切又は不合理な指導」に該当するとし、登録者等処分規程別表処分基準のうち「身体の接触及び身体

への直接的な加害を伴わない「遵守事項違反」に該当するとし、申立人を公認スポーツ指導者につき資格停止1年、スポーツ少年団登録につき1年の活動停止とした。

ウ 遵守事項違反行為該当性

本件行為は、本件練習試合の最終セットにおいて、取られる点数を9点以内に抑えるという目標を設定し、10点以上取られた点数に応じて、1点当たりバレーコートで10往復走らせる旨を告げた上、実際にその一部を実施させたものである。

このように、練習や試合の結果と連動させてトレーニングを強いることは、選手に過度な重圧を与え、非科学的な身体的負担をかけるものとして、不適切又は不合理な指導との非難を免れない場合が多いと考えられる。もちろん、単調な練習にゲームの要素を加える合理的な目的など、練習とトレーニングを連動させることの一切が禁じられるわけではないが、個別具体的な事情に照らし、通常人から見て過度と思われる条件は、「不適切又は不合理な指導」に該当するものと解される。

そこで本件についてみると、実際に走らせた距離については（争いがあるものの）バレーコート30往復だとすれば1キロメートル弱程度であり、40往復だとしても1.3キロメートル程度である。日本陸上競技連盟「小学生長距離検討会議（プロジェクト）」が示した「小学生の長距離・持久走についてのガイドライン」（乙10）と比較しても、本件行為の負荷自体は、トレーニングとしての観点からのみ観察すれば、本件行為が本件練習試合直後に行われたことを加味しても、そこまで負荷が大きいものとはいえない。しかしながら、問題は試合結果と行うべきトレーニングとが直接的に強く連動している点である。実際、本件練習試合の最終セットの結果命じられたランニングの距離は70往復であり、距離にして2240メートルであるところ、審問によれば、普段の練習等ではこのようなランニングは行われていないと認められるから、これが実際に行われれば、選手にかかる負荷は小さくないものであったといえる。加えて、申立人が設定した条件によれば、失点数によっては、70往復に止まらず、80往復、90往復、100往復となる可能性も否定できなかったのであって、これは選手に過度な重圧を与え、非科学的な負担をかける方法であるとの非難を免れないものといえる。申立人は体力作りの側面があったと主張するが、普段の練習より著しく大きな負荷をかける条件を試合結果と連動させて設定する合理的な理由はない。申立人自身、不適切と言われてもやむを得ない旨述べていることも考慮すると、本件行為は「不適切又は不合理な指導」に当たるものと解される。

したがって、その旨認定した原決定に不合理なところはない。

エ 被害者のスポーツ活動への支障該当性

本件行為によって試合後のランニングを行った選手の一人であるDは、2日後に本件クラブを退団していると認められる。

この点、申立人は、本件行為が退団の原因となったとは思われない旨の主張をしている。しかし、申立人とEとのLINEメッセージのやりとり（乙6）を見ると、本件練習試合に帯同していなかったEが申立人に本件行為について

非難していることから、Dより父親であるEに対し、本件行為について何らかの消極的な報告があったとも見られるところである。Dからのヒアリング結果において本件行為が退団の一因となったという同人の供述(甲7の1、7の2)にもわかに否定できず、退団が本件行為の2日後と近接した時期であることも踏まえると、少なくとも本件行為がDの退団の一因になったことは否定できない。

もちろん、この認定は、退団の要因の全てが本件行為によると認定するものではない。原決定も、本件行為がDの「退団の一つの要因」として認定しているにすぎない。そのような場合に「スポーツ活動へ支障が生じた」と認定して良いかは問題となり得るが、同要件は活動の休止その他幅広い支障を含むものと解釈されるべきであって、本件行為が支障を生んだこと自体は、否定しがたいものと思われる(なお、同様の理由で、申立人の主張する、Dが中学進学後もバレーボール競技を続けていることは、同要件不該当の理由にはならない。)

したがって、その旨認定した原決定に不合理な点はない。

もっとも、後述のとおり、その因果の程度は慎重に判断すべきであり、具体的な処分の量定にあたっては因果の程度をも十分に斟酌すべきである。

(2) 処分選択の相当性

ア 規則及び別表の解釈

上述のとおり、登録者等処分規程は、同規程第6条で処分の諸原則を定めている。より具体的に引用すると、「本会は、違反行為をしたと疑われる登録者等(以下、「審査対象者」という。)に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う」

(同条第1項)、「違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする」(同条第2項)、「処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負担・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする」(同条第3項)、「前3項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を処分基準として別表1から6までに定める。実際の処分決定に当たっては、処分基準の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めるものとする」(同条第4項)である。

これらの諸原則から明らかなように、本件行為に対する処分を決めるに当たっては、同条第3項に掲げられた要素に従い、個別具体的な考察を経ることが必要不可欠である。登録者等処分規程別表の処分基準は、あくまで目安であり、事案は千差万別であるといえるから、同別表の処分基準を形式的・機械的適用することは不当な結論を招きうるため、避けなければならない。

イ 違反行為自体の態様について

本件行為は、10点以上の点を取られた分×バレーコート10往復のランニングを命じるもので、現実には指示されたのはバレーコート70往復であり、2240メートルである。

ここで、原決定は、実際に行われたランニングを「少なくとも 40 往復」と認定している。これに対し、申立人は弁明手続で 30～40 往復と主張しているところ（甲 3、6）、審問の結果、ランニングは途中で打ち切れ、早い選手と遅い選手がいたことから、選手によって走った距離は異なっていたことが認められた。また、日本バレーボール協会の報告書（乙 4）も、被申立人倫理・コンプライアンス委員会調査・事実認定審議会の答申書（乙 15）も、申立人の供述を踏まえて「少なくとも 30 往復」と認定していることに照らせば、被申立人登録者等処分規程に基づく事実調査の結果からは、原決定が「少なくとも 40 往復」と認定する根拠は特に認められず（仮に D の供述が認定根拠である場合、審問において申立人が D は一番早い選手だった旨の供述をしていることからすると、自身のことについて述べたものと推認される）、申立人の供述に従い、30 往復から 40 往復程度（960 メートルから 1280 メートル程度）と認定すべきである。

また、走行させていた時間について、申立人は審問において 5～10 分ほどと供述していた。仮に走らせていた時間が 10 分だとして、平均速度を単純計算すると、40 往復で時速約 7.68 キロメートル、30 往復で時速約 5.76 キロメートルである。仮に走らせていた時間が 5 分だとすると、40 往復で時速約 15.36 キロメートル、30 往復で時速約 11.52 キロメートルとなる。小学生の運動能力を考えると、5 分というのはやや短すぎると思われるものの、10 分以下程度でのランニングが行われたとして矛盾ないと思われるから、この申立人の供述は信用できる。

以上を前提に検討すると、被害者が小学生であるという要素に鑑みても、本件行為が与える身体的負荷の強度はそこまで高いものとはいえない。日本陸上競技連盟「小学生長距離検討会議（プロジェクト）」が示した「小学生の長距離・持久走についてのガイドライン」（乙 10）には、1 日の走行距離は 5 キロメートルを超えてはならないとされ、持続的体力向上の運動処方として、「5 分間走」が勧められるとしていることも踏まえると、本件行為単体でみれば、それほど悪質性の高いものではない。

もちろん、本件行為は本件練習試合の後に行われており、本件練習試合当日の全体としての負荷は少なくないものとはいえるが、申立人は走っている選手の様子を見ながら、もともとの予定であった 70 往復を待つことなくランニングを中止しているのであって、選手にかかる負荷に配慮している。なお、この点に関し、被申立人は、D の供述を根拠に、本件練習試合は午前 8 セット、午後は 10 セット試合を行い、朝 9 時から 17 時頃まで行われたと主張していたが、これに反する客観的証拠（甲 13）があり、実際は 16 時頃には本件練習試合の会場（福島県 B 市）から H 市に向けて出発したものと考えられるから、被申立人の主張は採用できない。

審問では、本件クラブの保護者の会代表である I 氏、本件練習試合に帯同していた J 氏が、特に本件行為を問題視する保護者はほかにいないと供述した（この供述の信用性については慎重に検討する必要があるが、もとよりこれに反する証拠はなく、E と同様の意見を述べている者の存在も、証拠を見る限り窺われない）。こうした事情から見ても、本件クラブの保護者には、本件行為

が悪質なものとしては映らず、厳しい罰を与えるような行為には映らなかったことが窺われる。

以上を前提として判断すると、本件行為は、練習や試合結果とトレーニングとを結びつける不適切指導の中では、それほど悪質なものではなく、同種類の中では軽い部類の事案に属すると評価すべきである。

ウ Dの退団との因果の程度

前述のとおり、本件行為はDの退団の一因とはなっているものと思われる。もっとも、登録者等処分規程でも「結果の重大性、被害者の心理的負担・スポーツ活動への影響」を考慮するとされているとおり、実際に本件行為がDの退団への程度影響したか、いわば因果の程度は処分を決めるに当たって重要な要素になるというべきである。

この点を検討するに、申立人とEとのLINEメッセージのやりとり(乙6)を見ると、本件行為が指導方法として適切かについて、申立人とEとの間で論争が行われていることが明らかである。三日に渡る論争は平行線となり、最終的にはEが退団を宣言しているところ、その理由は「指導者のハラスメント行為による、子どもへの危害を防止するため」としている。このことからすると、Eが申立人の指導、特に本件行為をハラスメントであると解釈したが意見が対立し、子どもを守る動機で退団を宣言したことが窺われる。すなわち、Dの退団には、父親であるEの判断の少なくない影響があることが推認される。無論、Eの判断であっても、その主張が合理的であればそれ自体本件行為の影響であるとされるべきであるが、上述のとおり行為態様が悪質でないと認められること、Eは本件練習試合に帯同しておらず意見を述べる前提となる事実認識に乏しいことからすると、LINEメッセージのやりとりにおいてEのみが合理的な主張をしているとは評価できない。

他方、D本人において本件行為が退団の決め手になったことを示すような事情は窺われない。審問によれば、本件行為にかかるランニングはいち早くゴールし、その様子も特に問題がなく、帰りも特段様子に異常はなかったとの供述が聞かれている。この供述の信用性判断は慎重に行う必要があるが、上記のとおり、Dもヒアリングにおいて「きっかけのひとつ」と表現しており退団の主要な理由とは供述していないことからすると(乙7)、Dが本件行為により重大な影響を受け、退団に至ったとは認めがたい。上述のとおり本件行為がそれほど悪質な行為とはいえないこと、この種の事案では私情の対立等がある場合も多いこと等を踏まえると、Dの退団には上記Eの判断その他本件行為以外の要因が強く影響し、本件行為それ自体が与えた因果の程度は相応に低いと考えるのが相当である(原決定にあたり、直接事実調査を行った日本バレーボール協会が、本件行為と退団との因果関係は不明と評価していること(乙4)もこの判断を支えるものである。なお、こうした答申の判断を原決定が尊重していないことの問題点については、後述する。)

エ 日頃のスポーツ活動における態度等

申立人は、日頃の指導において、大声や叱責があったことを認めている。申立人が年長者であり選手が小学生であることからすると、指導において大声を出したり叱責したりすることはできる限り控えることが望まれる。しかし、ス

ポーツ指導においては一定程度大きな声を出したり、叱責をしたりすることはあり得るところ、こうした大声や叱責の全てが許されないわけではない。また、審問によれば、申立人による叱責は体育館や用具の使い方などのマナーに関する事、プレーに関する事であっても全体に向けられたもので、とりわけそれ自体が不適切指導とされるほどであるとまでいえる証拠はない。その他、証拠を検討しても、本件において、こうした大声や叱責などが本件行為の非難を高めるほど悪質だったとは認められない。

また、Dは本件行為のような「罰走」が過去にもあったと供述している（乙7）が、審問において関係各者は、罰走は本件が初めてであると供述した。これらの供述はいずれも慎重な評価を要するが、少なくとも過去に本件行為と類似した行為が行われていたとの立証はなされていないというべきである。

もとより、これらの事情は、本件行為自体に関する犯情的な事実ではなく、いわば一般情状的な事実であって、考慮すべき程度は相対的に低い。

オ その他情状

申立人は、日本バレーボール協会の弁明書の段階から、本件行為が不適切であったことを自覚する主張を行い、本件仲裁手続、審問に至るまで反省の弁を述べている。こうした事情は、申立人に有利に斟酌すべきである（なお、本件において申立人は対象事実の評価や前提事実を争う主張をしているが、それをもって反省がない等と評価するのは不合理である。）。

カ 小括

以上より、「違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負担・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮」すれば、申立人がDよりも遙かに年長者であり上下関係があるという事情を踏まえても、違反行為の態様は悪質なものではなく、本件行為がDの心理的負担やスポーツ活動に与えた影響等の結果面も、重いものではないと考えられる。その他日頃のスポーツ活動における態度、反省等の情状を踏まえても（なお、被申立人主張書面1・9～10頁によれば、被申立人に同種事案の処分例はない。）、本件は、不適切な指導をして、指導を受けた被害者のスポーツ活動に支障が生じた、という類型で想定されるような典型的な事案とはかなり異なるというべきである。したがって、本件は、登録者等処分規程別表2の処分基準に定められている、「身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反」について、「行為の内容にかかわらず被害者のスポーツ活動に支障が生じたとき」に該当するとしても、同別表に標準的な処分内容として記載されている資格停止1年、活動禁止1年よりも、相当に軽い処罰が妥当する事案である。

(3) 原決定が著しく合理性を欠くこと

以上論じてきたことから、本件は、不適切指導によりスポーツ活動に影響を生じさせた事案の中では、相当に軽く処罰すべき事案だと考えられる。

もっとも、競技団体は処分における刑の量定について一定の合理的な裁量をもつものと解される。原決定が、適切に事実を把握し、原決定なりの評価を与え、それが合理的な裁量権の範囲内であれば、それが本件スポーツ仲裁パネルの心証

と異なっているとしても、なお「著しく合理性を欠く」とまではいえないこととなる可能性もあるので、以下検討する。

ア 本件行為の行為態様について

原決定は、本件行為にかかるランニングを途中で止めたことを認めているものの、その走行距離を「少なくとも 40 往復」と認定している。上記のとおり、少なくとも 40 往復と認定する根拠は特に認められないというべきであり、原決定は、本件行為の態様について不当に重い前提に立っている可能性が高い。

また、走行時間について検討した形跡がなく、本件行為にかかるランニングは 5～10 分程度のものであったことを検討したか、疑念が残る。

さらに、本件行為が及ぼす被害者への身体的負荷の強度を検討するにあたり、被申立人は、全体のスケジュールとして、本件練習試合の練習時間を午前 8 セット、午後は 10 セットやり、朝 9 時から 17 時頃まで行われたと主張していたが、実際は 16 時頃に現地を出発しており、審問の結果も踏まえると、本件練習試合自体は 15 時 30 分頃には終了していたものと考えられる。この点にかかる本件仲裁手続での主張経過に鑑みれば、原決定において被申立人は、上記客観的事実とは異なる前提に立っていたことが推認される。

イ 結果等について

上記のとおり、日本バレーボール協会は、被申立人事実調査パネルに対する答申において、「被害者」が「少なくとも 7 名」いる旨の報告をしている。この 7 人の選手に対する被害が原決定の対象事実とはなっていないものの、かかる「被害者」の数は重要な犯情である。そして、各人を被害者として扱う記載をすることに、記載された者の同意はなかった。これが是正されたのは本件仲裁手続で申立人が指摘したからであるところ、原決定も、D 以外に被害者が存在するとの情報を前提に判断していた可能性がある。被申立人の調査・事実認定審議会の答申書（乙 15）には、「被害者ら」「幸いにも体調不良者は発生していない」との表現があり、これを窺わせる。無論、本件行為はそれ自体「不適切又は不合理な指導」であって、これは選手全員に向けられたものであるから全員が「被害者」であるという解釈は不可能ではないかもしれないが、本件行為が悪質なものであることからは、これを「被害」と捉えるか否かは個人差があるものであって、少なくとも自ら名乗り出たり、被害者に名を連ねることを承諾した者以外を「被害者」と捉えたりすべきではない。

また、原決定は、本件行為が D の退団の一因であったことから、登録者等処分規程別表 2 記載の標準的な処分内容をそのまま適用している。しかし、上述のとおり、本件行為の結果等を適切に判断するためには、本件行為がスポーツ活動への支障の一因となっているという評価のみならず、本件行為との因果の程度を検討しなければ、的確な事実の評価、処分の量定ができないというべきである。原決定には、この点について具体的な検討をした形跡がない。

ウ 報告、答申との関係について

原決定に至る調査及び事実認定の手続は、「第 3・4」ないし「同 8」に記載のとおり、被申立人が日本バレーボール協会に調査を委託し、これを日本バレーボール協会がコンプライアンス委員会で決定して被申立人の調査・事実認定審査会の事実調査パネルに報告し、これを被申立人の事実調査パネルが検討し

たうえ、被申立人の調査・事実認定審議会として被申立人の処分審査会に答申し、これを踏まえて処分審査会が処分を決するという構造となっている。このような構造を定める制度それ自体は、被申立人が種々の中央競技団体が加盟する統括団体であること、その調査能力及び人的資源の限界を考えると、やむを得ないところがある。もっとも、このような処分の構造は、最終処分を行う者と実際に事実調査を行う者とが遠く、報告や答申の過程で、情報が失われたり、不当に修飾されたりして、最終処分において実態を反映しない処分を行ってしまう危険をはらんでいるといえる。したがって、このような処分の構造をとる場合には、調査及び事実認定自体が合理的に行われることはもとより、合理的に行われた調査及び事実認定の結果を踏まえた答申の内容を十分尊重して最終処分を行うことが肝要である。

このうち、調査及び事実認定の合理性については、上記「ア」「イ」に記載したとおり、処分を決める主要な要素につき誤解があったことを指摘した（なお、調査の範囲等についても申立人から疑問が呈されているが、これは後記「3」において論ずる。）。ここでは後者の点について検討する。

まず、日本バレーボール協会の答申（乙4）は、申立人を資格停止6ヶ月とする処分案を答申している。具体的な認定事実は、概ね原決定の対象事実と同様であるが、走らせた距離は「少なくとも30往復」という認定である。この答申書の体裁はやや意味が不明瞭なところがあり、「行為者（調査対象者）の認否」の項目に調査者の事実認定が書かれているように思われるが、それによれば「罰走目的であると認定するには至らなかった」との記載がある。さらに、Dの退団について「罰走との因果関係は不明」と評価されている。

次に被申立人の調査・事実認定審議会の答申（乙15）からは、日本バレーボール協会の調査結果に基づき事実認定しており、追加調査は行われていないことが窺われる。本件行為により走らせた距離については、日本バレーボール協会の報告と同様、「少なくとも30往復走らせた。」と認定されている。もっとも、Dの退団については、日本バレーボール協会の報告内容を一步進め、処分対象事実の翌日（なお、この「翌日」は誤認と思われる。正しくは2日後の5月6日である。）に退団していることから退団の一因になっていることは明らかであるとした。そのうえで、登録者等処分規程別表2記載の標準的な処分内容である資格停止及び活動禁止1年が基準になると思われるとしながらも、違反行為の程度や継続性等を軽減要素として考慮し、6ヶ月の資格停止及び活動禁止が相当であるとの答申を行っている。

ところが、原決定は、上記「ア」「イ」でも述べたとおり、漫然と本件行為による走行距離を「少なくとも40往復以上」などと認定したほか、因果関係の程度を具体的に検討することなく、また上記答申とは異なり処分を軽減する要素はないなどと評価した上で、1年の資格停止と活動停止の処分としたものである。このような原決定の態度は、これまでの調査において認定されていた事実を合理的な理由なく申立人に不利益に変更し、また、慎重に検討されてきた退団との因果関係やその程度について、緻密な検討を怠っているといわざるを得ない。そして、原決定には、答申と異なる結論をとることの合理的な説明もなされていない。

そうすると、原決定は、本件で適用される被申立人の処分の構造に照らして、調査結果や答申の内容を尊重する姿勢に欠けるといふべきである。

エ 小括

以上のとおり、原決定は、処分を決めるために重要な行為態様や結果という主要な要素について、前提事実を誤り、十分な検討を怠った疑いが強い。また、日本バレーボール協会の報告や被申立人調査・事実認定審議会の答申も十分に咀嚼せず、合理的な理由のないまま独自の処分に至っていることも窺われる。その結果、登録者等処分規程別表 2 記載の標準的な処分内容をそのまま適用し、上述したあるべき責任の評価よりもはるかに重い処分がなされた疑いが強い。

よって、原決定は著しく合理性を欠くから、取り消されるべきである。この点についての申立人の主張には、理由がある。

3 決定に至る手続上の問題について

ここまで論じてきたところによれば、決定に至る手続に瑕疵があるか否かについて判断するまでもなく原決定は取り消されるべきものであるが、申立人の主張する手続的な問題が、上記不合理性の遠因ともなっていると考えられるため、これについても本件スポーツ仲裁パネルの見解を示すこととする。

申立人は、上記のとおり、「①被申立人や日本バレーボール協会が指導者の意見を聞き入れず、通報者の意見を尊重するのは納得できない（申立書 8 頁）」、「②通報者と申立人の聞き取りだけで判断及び処分が決定する事案ではなく、第三者の聞き取りなどを行わないまま処分を行うのは不合理である（申立書 8 頁）」と主張している。これは、要するに調査手続における調査の不十分さ、不公平さ等をいう主張であると解される。

そこで原決定までに実際に行われた手続を見るに、日本バレーボール協会の調査段階において、上記「第 3・5」のとおり、2023 年 7 月 20 日に 39 分間の D 側からの聴取、2023 年 8 月 18 日に 35 分間の申立人への聴取が、いずれもオンラインの方法により行われている。日本バレーボール協会は、同年 9 月 4 日に弁明の機会を申立人に付与し（甲 2）、申立人は同月 18 日に弁明書（甲 3）を提出している。また、原決定に至る被申立人の処分段階において、2024 年 6 月 7 日に弁明の機会付与の通知がなされ（甲 5）、同月 24 日に弁明書（甲 6）が提出されていることが認められる。

まず、上記①の点であるが、結果としてどの主張が採用されるかは本案の問題であるから、手続上の問題がありうるとすれば、申立人に実質的な防御の機会が与えられたといえるか否かという問題である。この点、上述のとおり調査手続におけるヒアリングや、原決定に至る過程での弁明の機会付与、弁明書が提出といった手続がなされている。しかしながら、不利益処分における手続保障は、反論・反証の機会を与えることによって事実誤認を防ぎ、事実の評価の偏りを防止することで適正な処分に資することを目的とするから、弁明の機会が形式的なものでは足りず、実質的な防御の機会が保障される必要がある。この点、調査手続におけるヒアリングは 30 分強と短時間であり、やや不十分と思えないではない。さらに、日本バレーボール協会の調査段階における弁明の機会の付与通知においては、「公益財団法人日本バレーボール協会処分基準」が添付されていたようである（甲 2、4）。本件は

被申立人である公益財団法人日本スポーツ協会の設置した資格が問題となっているため、これは誤用であると考えられるが、適用法条が正しく教示されていなければ、適切な防御権を行使できるか疑問である（もっとも原決定段階では、当然ではあるが正しく被申立人の規程が案内されている(甲 5)）。また、本件仲裁手続において、申立人から新たな手続上の問題提起がなされている点のうち、たとえば、日本バレーボール協会の答申（乙 4）では、被害者が「少なくとも 7 名」としてその具体的な氏名が記載されていたところ、このことに申立人が気づき、被害者として記載されている子どものうち D 以外は、被害者としての氏名の利用を承諾していないとの異論を述べられたのは、本件仲裁手続の主張書面 1 が初めてである。通報にかかる被害者の人数という処分を決めるに当たって極めて重要な事項について、原決定に至る手続まで申立人に知らされないのでは、申立人は適切な防御権を行使することができない。日本バレーボール協会の答申（乙 4）そのものを開示すべきであったかはともかく、重要な事情や弊害のない証拠等については調査段階で開示され、十分な反論・反証の機会を与えることが望ましいといえる。

また、本件のような、父母等の保護者の協力が必要な子どもが関わるクラブ活動等での紛争にあっては、様々な私情も絡み、慎重な事実認定が要求されるため、通報者や対象者のみならず、できる限り広く調査をすることが望まれる。被申立人は、申立人が対象事実を認めていたために調査は不要だったとするが、被申立人自身が主張しているように、処分に当たっては、違反行為の態様、結果の重大性、被害者とされる者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等を幅広く検討しなければ適正な処分ができないのであるから、対象事実レベルで争いがないからといって、適切な処分のためのその他の調査が不要になるということはない。

以上を前提とすれば、本件では、原決定に当たり、申立人に対して実質的に有効な防御の機会が与えられなかったとも見ることができ、また、調査の範囲としても十分でない疑いがある。申立人がこの点について納得できないと述べるところは、一部首肯できるところがある。

もっとも、上述のように原決定は著しく合理性を欠くことを理由に取り消されるべきものであるから、上記の手続上の不備が原決定の取消しにまで繋がるレベルの瑕疵であるか否かにつき、ここで判断を示す必要は必ずしもない。ただ、これらの不備は、上述したような原決定の著しい不合理性を招く要因であった。すなわち、もう少し広く調査を行い、申立人に対してもより丁寧かつ実質的な防御の機会を教示するなどしていれば、不合理な認定に至らなかったとも考えられる。その意味において、かかる手続上の問題が軽視できないものであることにつき、本件スポーツ仲裁パネルとしては強調しておきたい。競技団体においては、処分の決定にあたり、十分な調査と対象者に対する手続保障が期待される。

第 7 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

第 8 付言

本件仲裁判断は、原決定を取り消す効果しか持たず、本件行為についての処分は、

被申立人が改めて決定することとなる。ただ、本件仲裁手続の過程で新たに明らかになった本件行為に関する事情を総合的に考慮すれば、本件スポーツ仲裁パネルは、本件行為に対する適切な処分は、嚴重注意程度のものであるべきと思料する。仮にそれ以上のものであるとしても、ごく短期の資格停止（それはどんなに重くとも直接に調査を行った日本バレーボール協会の意見である 6 ヶ月を上回るべきではない。）が相当であると思料する。

以上

2024 年 12 月 25 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 早川 吉尚

仲裁人 千葉 恵介

仲裁人 山本 衛

仲裁地：東京

(別紙)

仲裁手続の経過

1. 2024年8月22日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「証拠説明書」及び書証（甲1～8）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月23日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同年9月6日、被申立人は、機構に対し、「委任状」「組織規程」及び「代表者事項証明書」を提出した。
4. 同月13日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「答弁書別紙」「証拠説明書」及び書証（乙1～7）を提出した。
同日、被申立人が期限までに仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、被申立人側仲裁人として山本衛を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、山本衛は、仲裁人就任を承諾した。
5. 同月17日、申立人が期限までに仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、申立人側仲裁人として千葉恵介を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
6. 同月18日、千葉恵介は、仲裁人就任を承諾した。
同日、機構は、千葉仲裁人及び山本仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
同日、千葉仲裁人及び山本仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、早川吉尚を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
7. 同月19日、早川吉尚は、第三仲裁人就任を承諾し、早川吉尚を仲裁人長とし、千葉恵介及び山本衛を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
8. 同月20日、本件スポーツ仲裁パネルは、仮の措置の申立てに対する被申立人側への意見聴取及び申立人に対する本件に関する釈明等について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
9. 同月27日、被申立人は、機構に対し、「意見書」を提出した。
10. 同月30日、申立人は、機構に対し、「主張書面」及び書証（甲9～11）を提出した。
11. 同年10月2日、本件スポーツ仲裁パネルは、「仮の措置命令」を発出した。
12. 同月3日、機構は、仲裁専門事務員として田中尚幸を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
同日、田中尚幸は、仲裁専門事務員就任を承諾した。（当事者への連絡は翌4日。）
13. 同月15日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件に関する釈明事項及び尋問申請の有無について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
14. 同月22日、被申立人は、機構に対し、「上申書」を提出した。
15. 同月23日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人の書類の提出期限の

延長について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。

16. 同月 31 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 1」「証拠説明書 2」及び書証（乙 7～14）を提出した。
17. 同年 11 月 1 日、申立人は、機構に対し、「主張書面 2」及び「証人尋問申請書」を提出した。
18. 同月 5 日、本件スポーツ仲裁パネルは、尋問申請対象者の確認及び審問期日開催日時の調整について、「スポーツ仲裁パネル決定（4）」を行った。
19. 同月 6 日、本件スポーツ仲裁パネルは、尋問対象者の審問期日への参加方法並びに主張書面及び書証の追加提出について、「スポーツ仲裁パネル決定（5）」を行った。
20. 同月 11 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問の日時及び申請した証人に関する陳述書の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定（6）」を行った。
21. 同月 12 日、申立人は、機構に対し、「主張書面 3」「証人尋問申請書」及び書証（甲 12～13）を提出した。
22. 同月 19 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 2」を提出した。
23. 同月 29 日、本件スポーツ仲裁パネルは、当事者より申請のあった証人の採否、本件の審問の場所及び尋問時間等について、「スポーツ仲裁パネル決定（7）」を行った。
24. 同年 12 月 2 日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定（7）」の誤字を修正する決定を行った。
25. 同月 4 日、申立人は、機構に対し、書証（甲 14～15）を提出した。
26. 同月 10 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問の順序及び申立人の提出書類の一部に証拠番号を付する「スポーツ仲裁パネル決定（8）」を行った。
27. 同月 15 日午後 4 時 30 分より、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日を TOKYO Facilities for Arbitration Hearings 会議室（東京）にて開催した。
28. 同月 20 日、被申立人は、機構に対し、「証拠説明書 2」及び書証（乙 15）を提出した。
29. 同月 20 日、本件スポーツ仲裁パネルは「スポーツ仲裁パネル決定（9）」を行い、同月 23 日に本件の審理を終結することを宣言した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
（公印省略）